

滋賀県立草津東高等学校生徒心得

本校生徒は常に高校生としての自覚と誇りをもち、学業に励み、礼節を重んじ、その品位を保ち、充実した規則正しい生活を送り、自主・誠実・創造の校風高揚に努めること。

I 校内生活

1. 登下校の時間は次の通りとする。但し、特別の指示がある場合はこの限りではない。

- ① 登校時間 8 時 30 分
 8 時 40 分(本鈴)SHR 開始
- ② 下校時間 17 時(月曜～金曜)
- ③ 登校後、放課後までの校外外出は原則として禁止する。
- ④ 部活動等における下校時間は、19 時 30 分を原則とする。
- ⑤ 考查 1 週間前より、部活動における完全下校時間は 18 時とし、考查期間中は 15 時とする。
- ⑥ 考查 1 週間前および考查期間中、土・日曜日など休日における部活動での練習試合は禁止であるが、半日以内の練習は認める。(公式試合は可)

2. 学習は自主的意欲的に取り組み、学力の向上に努めること。

- ① 授業開始チャイム前に着席して、学習の準備をすること。
- ② 授業中(自習時間)はまじめな態度で学習に励み、他人の迷惑になる言動は慎むこと。

3. 考查に際しては、別に定める考查に関する注意事項を厳守すること。

4. 登下校および校舎内において、互いに会釈やあいさつをかかさないこと。
また、来客に対しては礼儀正しく応対すること。

5. 昼食は定められた時間にとること。

6. 伝達は掲示・放送によることが多いから、常に掲示板・放送に注意すること。

7. 掲示・放送・印刷・集会等を行う時は、必ず関係の先生に届け出て許可を得ること。なお、掲示物は生徒指導課の許可印を受けて、所定の場所に掲示すること。

8. 教室その他の設備・備品を使用する時は、必ず係の先生に届け出て許可を受けること。

9. 校舎校具その他公共物は大切に取扱い、万一破損した場合は速やかに HR 担任および生徒指導課に届け出ること。

10. 常に清潔整頓に心がけ、各自の清掃分担区域は責任をもって美化に努めること。

11. 自転車は指示された所定の置き場に整理・整頓して置くこと。

12. 校舎内においては、所定の上履きを使用し、上下の区別をつけること。

13. 諸所持品にはすべて記名し、他人の所持品を無断で使用しないこと。
14. 学業に不必要なものは学校に持参しないこと。また家庭学習に必要なものは持ち帰ること。
15. HR 教室外の授業や部活動の際は所持品の保管に注意し、金銭、時計等の貴重品はそれぞれ備え付けの貴重品入れに入れ、HR 担任および関係の先生に預けること。
16. 遺失、拾得物のあった時は、速やかに HR 担任および生徒指導課に届けること。

II 服装(みだしなみ)

1. 服装は高校生らしく品位を保ち、常に質素端正であること。
2. 服装および制服については、別に定める服装規定を遵守すること。
3. 校内、登下校時および本校生として校外行事に参加の際は制服を着用すること。

III 通学および交通安全

1. 通学においては交通マナーを守り、危険な行為、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
2. 三ない運動を遵守し、家族以外が運転する乗用車にむやみに乗らないこと。
3. 自転車は安全運転に留意し、特に傘さし・二人乗り無灯火運転等をしないこと。（雨天時、合羽着用のこと。）
4. 交通法規を守り、交通違反および交通事故のないよう十分に注意すること。万一違反または事故をおこした場合は速やかに HR 担任および生徒指導課に届け出ること。

IV 諸届

1. 学校を欠席・遅刻・早退・忌引する場合は、事前に電話または口頭で、事由を HR 担任に届け出て、登校したら必要に応じて所定の用紙を提出すること。なお、欠席が1週間以上に及ぶ時、または考査に欠席した場合は、医師の診断書等その事由を証明する書類を添えること。
2. 進学・就職試験、部活動の公式試合・発表大会等で、公欠する場合は事前に HR 担任に所定の「公欠届」を提出すること。
3. 在校時間中、校外に出る場合にはその事由を HR 担任に届け出て、所定の「外出許可証」の交付を受けること。また、外出許可証は携帯し、帰校後直ちに HR 担任に返却すること。
4. やむを得ず正規の服装ができない場合は、「異装許可願」を生徒指導課に届け出て、所定許可証の交付を受けること。また、異装中は許可証を常に携帯すること。
5. 自転車通学をする場合は、生徒指導課まで届け出て、登録番号の交付を受

けること。また交付を受けた後に、何等かの事由で自転車を乗り換えた場合は、再登録を行うこと。(ステッカー配布)自転車通学については、別に定める自転車通学規定を遵守すること。

6. 在学証明証や通学証明証は事務室に申し出て、交付を受けること。

7. その他、諸願届は「諸願届手続一覧表」に従って行うこと。

V 校外生活

1. 校外生活において、本校生として品位のある行動・言動をとること。

2. 校外での集会、学校以外の団体活動への参加、加入をしようとする場合は HR 担任および生徒指導課に相談し、その指導助言を受けること。

3. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ず行う時は HR 担任に相談すること。

4. 本人、家族および学友に緊急事態が発生した場合は直ちに学校へ連絡すること。

5. 生徒手帳(生徒証明書)を常に携帯すること。

VI 次の事項は禁止する

1. 飲酒・喫煙・薬物乱用

2. 不健全な娯楽場、遊戯場および高校生場所への出入り

3. 深夜徘徊および無断外泊

4. 窃盗横領および他人の物品の寸借等

5. 行き過ぎた男女交際

6. 脅迫および暴力行為

7. 考査の不正行為

8. 無免許運転および無届けでの運転免許取得および所持

9. 不適切過度危険なスマートフォンの使用(SNS, ゲーム含む)

10. 無断アルバイト

11. 嫌がらせ等他人に迷惑を掛ける行為

12. その他、高校生としてふさわしくない行為等として好ましくない行為等